定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年九月十九日

徳島市南昭和町五丁目一八番地の三

新日本産業株式会社

代表取締役　新井由美子

合併につき株券等提出公告

当社は、倉商株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年十一月三日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年九月十九日

大阪市西区北堀江一丁目三番七号

グランパス株式会社

代表取締役　奥平　昌道

限定承認公告

本籍千葉県千葉市中央区都町一一一七番地一、最後の住所東京都中野区新井二丁目四一番九―四〇一号　被相続人　亡　朝日出　明

右被相続人は推定平成二十九年五月一日死亡し、その相続人は平成二十九年八月三十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十九日

千葉県八街市大木七八二―一四一

相続財産管理人　朝日出光孝

千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉三階　鳥羽田法律事務所

右代理人弁護士　平木　正雄

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所埼玉県さいたま市南区文蔵四丁目二〇番一三号

被相続人　亡　松原伊智朗こと　鄭　萬在

右被相続人は平成二十六年五月十九日死亡し、その相続人松原修は平成二十九年九月四日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十九日

東京都港区南麻布五丁目一〇番三七号ＥＳＱ広尾三階

限定承認者松原修

代理人弁護士　金　秀玄

限定承認公告

本籍東京都中央区勝どき二丁目一〇番、最後の住所東京都中央区勝どき二丁目一〇番一六―四一〇号　被相続人　亡　三戸部　勝

右被相続人は平成二十八年三月三十日頃死亡し、その相続人は平成二十九年九月六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十九日

東京都台東区小島二丁目一八番一三―七〇一号

相続財産管理人　三戸部道子

限定承認公告

本籍岐阜県岐阜市天池二丁目一一番地、最後の住所岐阜県岐阜市天池二丁目一一番七号

被相続人　亡　三好　光仁

右被相続人は平成二十九年三月九日死亡し、その相続人は平成二十九年九月七日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十九日

名古屋市緑区大高町鳥戸一二番地のーレオパレス鳥戸Ⅱ三〇八号

相続財産管理人　三好　清加

限定承認公告

本籍大阪府大阪市鶴見区焼野一丁目六六番地二、最後の住所大阪市鶴見区今津中三丁目五番一―一一二号　被相続人　亡　寺井喜代子

右被相続人は平成二十九年三月十六日死亡し、その相続人は平成二十九年九月七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十九日

大阪市中央区今橋一丁目七番一四号堺筋北浜宗田ビル七階有田・權野法律事務所

相続財産管理人寺井正一

代理人弁護士　有田　和生

限定承認公告

本籍千葉県船橋市浜町一丁目四番地四四九、最後の住所広島市安佐北区可部東二丁目一六番三―二〇三号　被相続人　亡　駒津　栄子

右被相続人は平成二十九年八月六日死亡し、その相続人は平成二十九年九月十一日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十九日

広島市中区上八丁堀七番一号ハイオス広島五一三号　下中奈美法律事務所

限定承認者駒津裕志

代理人弁護士　下中　奈美

任意清算公告

当社は、平成二十九年八月三十日をもって解散し、総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年九月十九日

東京都江東区南砂四丁目一六番二三号

稲垣不動産合名会社

代表社員　石渡　行子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億五百万円減少し、金四十七億一千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年八月十六日

掲載頁　二十五頁（号外第一七七号）

平成二十九年九月十九日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

北浜東銀河特定目的会社

取締役　三品　貴仙

平成二十九年九月十九日

大阪市中央区今橋一丁目七番一四号堺筋北浜宗田ビル七階有田・權野法律事務所

相続財産管理人寺井正一

代理人弁護士　有田　和生

限定承認公告

本籍千葉県船橋市浜町一丁目四番地四四九、最後の住所広島市安佐北区可部東二丁目一六番三―二〇三号　被相続人　亡　駒津　栄子

右被相続人は平成二十九年八月六日死亡し、その相続人は平成二十九年九月十一日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十九日

広島市中区上八丁堀七番一号ハイオス広島五一三号　下中奈美法律事務所

限定承認者駒津裕志

代理人弁護士　下中　奈美

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八億六千七百万円減少し、金八億二千三百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年八月二十五日

掲載頁　七十頁（号外第一八四号）

平成二十九年九月十九日

東京都港区赤坂九丁目一番七号

ウエスト・コースト特定目的会社

取締役　山本　祐紀

訂正公告

平成二十九年九月一日掲載の左記会社に係る定款変更につき通知公告中、効力発生日は「平成二十九年九月二十二日」とあるは、「平成二十九年十月十一日」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年九月十九日

新潟県糸魚川市大字能生一四〇八番地

株式会社シンコーテック

代表取締役　大山健二郎

取消公告

平成二十九年八月三十一日掲載の左記法人に係る合併公告は取消します。

平成二十九年九月十九日

徳島県徳島市城東町一丁目八番八号

（甲）医療法人なぎさ会

理事長　仁木　由子

徳島県徳島市国府町日開六三一番地一

（乙）医療法人吉田医院

理事長　黒上　和義

正　誤

平成二十八年十二月二十日外務省告示第四百七十七号（国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約への締約国の追加に関する件）

（原稿誤り）

四ページ上段一三行目を削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月十九日付第二〇一号九

六ページ●同日付政府調達第一七七号九六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）